

令和7年度第1回 川崎市農業委員会委員選考委員会会議録

- 1 開催日時 令和8年2月4日(水) 午後2時00分～午後3時00分
- 2 開催場所 川崎市都市農業振興センター(高津区梶ヶ谷2-1-7) 3階 会議室
- 3 出席者 委員 竹本委員長、石山委員、長瀬委員
事務局 久延課長、田中課長補佐、佐野
- 4 内容(すべて公開)
 - (1) 開会
 - (2) 委員長の決定
 - (3) 委員長あいさつ
 - (4) 委員自己紹介
 - (5) 制度説明
 - (6) 農業委員の推薦・募集の概要及び今後のスケジュールについて
 - (7) 農業委員の選考方法について
 - (8) その他
 - (9) 閉会

5 傍聴者 0人

6 会議内容

(1) 開会

(事務局 久延課長)

選考委員の定数3名中3名の出席があり、川崎市農業委員会委員選考委員会規則第3条第2項の規定により本会議が成立しているとともに、本会議は公開とし、会議録としてまとめたものにつきましては、公開させていただきますが、選考過程や個人の情報につきましては、非公開となります。あらかじめ御了承をお願いします。

(2) 委員長の決定

(事務局 久延課長)

まず、配布資料の確認をいたします。

ー資料確認ー

それでは、選考委員会の委員長の決定について、事務局より御説明させていただきます。資料1、1ページ「川崎市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員に関する条例」の第4条を御覧ください。こちらに選考委員会の設置の根拠が示されております。

続いて、3ページ「川崎市農業委員会委員選考委員会規則」ですが、会議につきまして、「第3条 選考委員会は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる」と定められております。さらに、「2 選考委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない」、「3 選考委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数

のときは、議長の決するところによる」としています。

お戻りいただいて、委員長については「第2条 選考委員会に委員長を置き、委員の互選により定める」、「2 委員長は、選考委員会を代表し、会務を総理する」と定められています。大変な役目であると思われませんが、どうぞよろしく願いいたします。

委員長の決定ですが、事務局から提案して、御承認いただくという形でよろしいでしょうか。

－異議なく了承－

それでは、川崎市農業振興計画推進委員会の元会長であり、前回の選考委員会でも委員長をお務めいただくなど、本市の農業政策に深く関わっていただいております竹本先生にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

－異議なく了承－

ありがとうございます。それでは竹本先生に委員長に就任していただきます。竹本委員長から、ごあいさつをいただき、これからの進行につきましては、竹本委員長にお願いいたします。

(3) 委員長あいさつ

(竹本委員長)

こんにちは。明治大学農学部におります竹本でございます。本学は川崎市にありまして、その縁で委員をさせていただいております。進行役として、委員長をお引き受けさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

(4) 委員自己紹介

(竹本委員長)

それでは1回目の選考委員会ですので、委員の皆さまにも自己紹介をお願いしたいと思います。石山委員からお願いいたします。

(石山委員)

川崎商工会議所の副会頭を2023年から務めております、石山と申します。それ以前は東芝で、コミュニケーション関係の仕事に就いておりました。農業に関わる機会があまりなく、今回の委員就任依頼は光栄ではございますが、勉強をしないといけないと感じております。御迷惑をお掛けすることもあるかと思っておりますが、どうぞよろしく願いいたします。

(竹本委員長)

石山委員、ありがとうございました。続いて長瀬委員、お願いいたします。

(長瀬委員)

6年前まで15年間にわたって農業委員を務めておりました、長瀬と申します。そのうち最後の6年間は、会長を務めておりました。選考委員として、みなさんと協力してやってまいりたいと思っております。本日はよろしく願いいたします。

(竹本委員長)

長瀬委員、ありがとうございました。

(5)制度説明

(竹本委員長)

それでは、農業委員会の制度について、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局 久延課長)

それでは、農業委員会制度の概要について説明させていただきます。資料2「農業委員会の概要について」を御覧ください。

まず、農業委員会の設置目的と設置基準についてですが、農地に関する事務を執行する行政委員会として、原則市町村に1つ設置することが定められております。農業委員会の実施事務としましては、必須事務として、農地法等によりその権限に属せられた事項として、農地法だけでなく様々な法律に関する証明や許認可を行うこととなっております。また、農地等の利用の最適化の推進として、担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進を中心に行っています。続いて任意事務として、法人化その他農業経営の合理化と、農業一般に関する調査及び情報提供を行っています。続いて、農業委員会の構成ですが、農業委員と農地利用最適化推進員によって構成されています。大まかな役割としては、農業委員は農地の利用調整に関する決定や審議を行い、推進委員は、農地についての現場活動を中心に行うこととなっております。この2つの委員によって構成され、現地の情報と実際の農地の利用調整を連携して行っていくような仕組みとなっております。

続きまして、農業委員について御説明させていただきます。任命については、市長が議会の同意を得て任命することとされています。こちらは、6月の議会に提出する予定となっております。続いて、定数は14人として定めており、任期は3年となります。任命要件については、4点ございます。1点目は、農業に関する識見を有し、農業委員会の所掌事項に関し職務を適切に行うことができること。2点目は、原則として認定農業者等が過半数を占めること、ただしこちらは例外規定がございまして、委員定数の30倍の数を基準として、それより認定農業者等の数が少ない場合には、例外が受けられるとされております。3点目は、農業と利害関係を有しない中立委員が最低1人以上含まれること。4点目は、青年・女性の積極的な登用に努めることとされています。

続きまして、推進委員についてですが、こちらは農業委員と異なり、定められた区域ごとに農業委員会が委嘱するとされております。定数は、南中部区域で3人、北部区域で3人としており、総数で6人として定めております。任期については、農業委員の任期満了の日までとなっております。改選後の第一回農業委員会にて決定し、委嘱をすることを予定しております。

以上が農業委員会の概要となります。事務局からの説明は以上です。

(竹本委員長)

ありがとうございます。それでは、こちらについて、何か御質問等はございますか。
御質問等ないようですので、次に移ります。

(6) 農業委員の推薦・募集の概要及び今後のスケジュールについて
(竹本委員長)

続きまして、農業委員の推薦・募集の概要及び今後のスケジュールについて、事務局より説明をお願いします。

(事務局 田中課長補佐)

農業委員の推薦・募集の概要及び今後のスケジュールについて説明させていただきます。
資料3「川崎市農業委員会委員推薦・募集要項」を御覧ください。

農業委員の推薦・募集の概要についてですが、本募集要項にあるとおり募集人数14人、任期は令和8年7月19日から令和11年7月18日までの3年間となります。

資料の3ページ、8のとおり推薦応募の受付期間は令和8年1月5日から2月4日までとなり、本日が最終日となっております。応募状況につきまして、ホームページで公表している中間報告の19日午後5時時点では応募はありませんでした。

同じく8ページ、9の選考方法は、川崎市農業委員会委員選考委員会、つまり本委員会を開催し、提出された応募書類等をもとに選考します。

以上簡単ではございますが、農業委員の推薦・募集の概要となります。

続きまして、資料4「川崎市農業委員会の委員の選任に関する要綱」を御覧ください。要綱第2条により応募様式が3種類あります。応募は個人推薦、団体推薦と一般応募の3通りがあります。4ページ以降にそれぞれの様式が付いておりますので、御確認ください。

続きましてスケジュールについて御説明いたします。

資料については、お戻りいただいて資料2「農業委員会の概要について」の3ページ、6今後のスケジュールを御覧ください。

2月4日日本日ですが第1回選考委員会となります。

2月の中旬から、本日までに応募のあった方々に対し事務局で欠格事由がないかどうか調査を行い、候補者を決定します。

3月中旬に第2回の選考委員会を開催し、後ほど御検討いただく選考方法のとおり、皆様に農業委員の候補者の選考・評価を行っていただきます。

その後この評価結果を市長へ報告し、6月議会にて、委員選任議案について川崎市議会の同意を得て、7月19日より新委員の任期が開始となります。

新委員の任期開始日以降の7月21日に市長任命発令式、並びに第1回農業委員会を開催する予定となっております。その際、農業委員会で農地利用最適化推進委員の選任を行い、8月に開催される第2回農業委員会で農地利用最適化推進委員の委嘱状を交付する予定です。

以上が今後のスケジュールとなります。事務局からは以上です。

(竹本委員長)

ありがとうございます。それでは、こちらについて、何か御質問等がございますか。

(石山委員)

「推薦・募集要項」に、「あらかじめ農業者や農業者が組織する団体等に候補者の推薦を求めるとありますが、農業者が組織する団体とはJA以外には具体的にどういったところがあるのですか。

(事務局 久延課長)

現在川崎市にはないのですが、土地改良区が農業者の団体として存在します。それ以外ですと商工会議所や生活協同組合等も含まれると考えております。

(竹本委員長)

他に御質問等がございますか。御質問等ないようですので、次に移ります。

(7) 農業委員の選考方法について

(竹本委員長)

続きまして、農業委員の選考方法について、事務局より説明をお願いします。

(事務局 田中課長補佐)

それでは、農業委員の選考方法について御説明いたします。資料5「川崎市農業委員会委員選考委員会 選考基準(案)」を御覧ください。

選考委員会での候補者の選考の際の判断基準となる選考基準について事務局で(案)を作成させていただきました。おおむね前回の基準と同じですが、変更点が1点ございます。

本日はこの選考基準(案)について皆様に御精査いただき、評価基準を決定し、次回の選考委員会で使用できるようにしたいと思っております。前回の選考委員会で御協力いただきました竹本委員長と長瀬委員には、既に御承知いただいているところもあるかと思いますが、変更点も含めて改めて御検討いただければと思います。

では、御説明いたします。

「2 選考にあたっての留意点」は農業委員会等に関する法律第8条に定められており、「3 選考の基準」は、2の留意点及び農業委員会等に関する法律施行規則第5条に定められたものとなっております。資料6「根拠法令」にこの法律及び施行規則を載せております。

また、「3 選考の基準」に記載のある別紙「評価基準表」は資料5の2ページにお示しさせていただきました。「選考にあたっての基準(評価項目)」を細分化し、それぞれの項目に対し評価を点数付けし客観的に判断できるようになっています。評価点数の欄に優・良・適とある項目に関しましては、経歴や推薦応募理由から評価し、点数付けする必要があります。

先ほどの選考基準(案)にお戻りいただき、「4 市長への報告」として、応募者全員の評価等の結果について市長へ報告することとして定めております。具体的には、上位14

人を候補として議会への委員選任議案作成のために市長へ報告するのですが、このうち、議案提出前に候補者の中から辞退の申し出があった場合には、候補者を順次繰り上げて報告することとし、その場合には第3回選考委員会を書面開催のうえ、その諾否について決議をいただきたいと考えております。

続いて「5 欠席時の取扱い」を御覧ください。こちらが、今回新しく追加した項目になっております。前回の選考委員会の御指摘事項を踏まえて、万が一の場合に備えて、選考委員の皆様が選考委員会に欠席される際には、予め応募者の申込書と評価基準表を御確認いただき、全員について評価いただいたうえで、その評価済みの評価基準表を委員長に提出することで、その評価を選考に反映させることができることと御提案させていただいております。

なお、応募者からの申込書と評価基準表については、2回目の選考委員会の前に委員の皆様それぞれにお送りさせていただくこととしております。こちらは個人情報が含まれるため、追跡が可能で、対面でのお渡しとなるレターパックプラスによる郵送を予定しております。

事務局からの説明は以上です。

(竹本委員長)

ありがとうございました。今、御説明いただいた部分が、本日の中心の議題となっておりますが、何か御質問等はございますか。

一点確認させていただきますが、資料5の裏側は、我々が評価をするときの採点表のようなものですね。資料4の4ページ以降の申込書に記載されている、経歴や応募・推薦の理由等を読んで、それを基に評価する、ということですね。

(事務局 田中課長補佐)

そのとおりです。

(石山委員)

例えば評価基準に、「農業知識」とありますが、職業や学歴は、ある程度形式的に判断ができるかと思えます。過去の選考委員会等でどういう基準で判断していたのか、実績のようなものがあるかと思えますので、それを踏まえた具体的な基準や指針のようなものを提示していただくことはできるのでしょうか。

(事務局 久延課長)

お時間をいただいて、整理したものをお示しさせていただきます。

(竹本委員長)

農業知識の学歴・職歴については、一般的にはJAの職員であったとか、行政の職員の経験があるだとか農業系の学部、学科で勉強をしてきただとか、農地法に関係するので、法律を勉強してきただとか、そういうところが関係するのだと思えます。ただ、それが優良適のいずれに該当するかといった判断は、この項目に限らず、難しいところだと思います。

(石山委員)

基本的には個人の判断になるということですか。

(事務局 久延課長)

お示しできるのがやや抽象的な判断基準になってしまうのかもしれませんが、そちらで御判断をお願いできればと考えています。

(石山委員)

こちらは、最終的に開示請求があれば公表するものになりますか。

(事務局 田中課長補佐)

基準表自体は、公開の対象になります。各委員がそれぞれ評価を記入したものについては、公開はしないものとなっております。

(石山委員)

落選した候補者には、どういう理由で落選したのかということをお伝えするのですか。

(事務局 久延課長)

選考の結果、順位から漏れたことのみをお伝えし、最終的な順位や点数・理由等についてはお伝えしないこととしております。

(竹本委員長)

前回の申込書は残っていますか。

(事務局 田中課長補佐)

残っております。

(竹本委員長)

採点する際の参考となるように、例えば、その中から経歴だけ抜粋して、3人の選考委員がどのように採点していたのか、例示していただくのはいかがでしょうか。

(事務局 田中課長補佐)

作成し、後日改めて御提示させていただきます。

(竹本委員長)

個人的に、非常に大切だと思うのが、年齢と性別の部分だと考えています。あまりに高齢な方だと、農業委員としての職務に支障が出てしまう可能性があるため若い人に加点をするだとか、現在の方針として女性を積極的に登用しましょうというものもありますので女性に加点して、差をつけられるのではないかなと思います。ただ、若ければいいのかというと、そういう話でもないと思っております。

(長瀬委員)

前回初めて選考委員を務めて、評価基準のところやはり判断に迷ったので、前回の例示があれば参考にできるのかなと思いました。

先ほど竹本委員長がお話しされていた年齢についてですが、ある程度年齢を重ねている方の中には、農作業を子どもに任せて、経営を代替わりしている方もいるため、時間的に余裕がある方もいらっしゃいますし、経験が長いのでベテランとも言えるでしょう。現役で農業をやっていると、現地調査の時間が取れない方とかもいらっしゃるの、体力的な懸念点

はあるかもしれませんが、若いからふさわしいとか、高齢だから職務に支障をきたすとは一概には言えないと思います。

(事務局 久延課長)

採点表にあります「青年の積極的登用」というのが、国の方針として「50歳未満を積極的に登用しましょう」というものがありますので、点差をつけさせていただいているところです。今の長瀬委員のお話から、年齢で段階的に点数をつけるのではなく、50歳未満のみ加点とし、50歳以上は一律の点数とすることも一案かと思います。

(竹本委員長)

確かに、現行の評価基準表にあるように、70歳以上が0点というのも極端かと思います。50歳未満を5点とし、50歳以上を3点とするといった形で基準表を修正させていただくのはいかがでしょうか。

(長瀬委員)

そちらがよいと思います。

(竹本委員長)

50歳未満の積極的登用というのは、国の方針なのですよね。その点では、女性も同様なのですか。

(事務局 久延課長)

女性の場合は5点、男性の場合は0点という配点になっております。

(石山委員)

では、50歳未満の女性であれば、それだけで10点になるのですね。

(竹本委員長)

そうなりますが、50歳未満の女性はなかなかいないのではないかと思います。最近、市民の中に参加意識が高まっており、関心が高くなっているのは確かだとは思いますが。

それでは事務局には、石山委員、長瀬委員からの要望に叶うような資料を御用意いただくということと、最低限の修正についてお願いできますか。

(事務局 久延課長)

承知いたしました。農業知識のところは、評価の参考となるような詳細な基準を作成させていただきます。また、年齢については、50歳未満を5点としまして、それ以外を3点とすることで、評価基準表を修正させていただきます。よろしいでしょうか。

(竹本委員長)

現在の評価基準表には、「職務遂行能力」について注1、注2と注釈がありますが、「農業知識」についても同様に、注釈をつけていただくことでもよいかと思います。分かりやすくなるようにまとめてください。確定前に事前に見せていただけるといいかと思います。

(事務局 久延課長)

承知いたしました。

(事務局 田中課長補佐)

先ほど石山委員から御指摘いただきました開示請求の関係で、一点補足させていただきます。開示請求があった場合には、評価基準表の様式については開示し、採点済の評価表については開示しないということで考えております。

併せて、行政不服審査法の関係です。任命されなかった場合でも、最終的な決定事項については行政不服審査法の対象にはなりませんので、任命されなかった方からの不服申し立てはできないものとなっております。

(竹本委員長)

候補者の申込書等の資料が我々選考委員に送られてくるのは、欠格事由調査が終わってからになるということでしょうか。

(事務局 久延課長)

その通りです。

(竹本委員長)

それでは、他に御質問等がございますか。御質問等ないので、次に移ります。

(8) その他

(竹本委員長)

それでは、その他事務局から何かありますでしょうか。

(事務局 久延課長)

それでは次回の選考委員会の日程について、委員の皆様の御都合のよい日時で決めさせていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

－日程調整－

(事務局 久延課長)

それでは、3月11日(水)又は3月30日(月)のいずれかで開催させていただければと思います。決定しましたらそれぞれ御連絡申し上げます。事務局からは以上です。

(9) 閉会

(竹本委員長)

それでは、最後に、全体を通して何か質問等がございますか。

(石山委員)

選考は、書面審査のみですね。

(事務局 田中課長補佐)

必要に応じて面接等行えることになってはいますが、基本は書面審査となります。書類等で御不明点等ございましたら、事務局まで御連絡いただければ選考委員会までに確認させていただくことは可能です。

(竹本委員長)

それでは、第1回川崎市農業委員会委員選考委員会を閉会させていただきます。御協力いただきましてありがとうございました。またよろしく願いいたします。